

調査の概要

1 調査の目的

学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ること。

2 調査の対象

府・市・町・組合教育委員会及び公立諸学校（大学・短期大学を除く。）

| 調査対象数 | | 平成28年5月1日現在 | |
|--------|----|-------------------|-----|
| 教育委員会数 | | 公立学校数 (分校を含む。) | |
| 総数 | 26 | 総数 | 724 |
| 府教育委員会 | 1 | 幼稚園 | 61 |
| 市 | 15 | 幼保連携型認定こども園 | 2 |
| 町 | 8 | 小学校 | 386 |
| 組合 | 2 | 中学校 | 174 |
| | | 特別支援学校 | 23 |
| | | 高等学校 全日制 | 59 |
| | | " 定時制 | 13 |
| | | " 通信制 | 2 |
| | | 専修学校 | 4 |

3 調査の内容

平成28会計年度の教育委員会等における教育費（学校教育、社会教育、教育行政）及び知事部局における生涯学習関連費

4 調査の種類・調査事項

- (1) 学校教育費調査
学校教育活動のために支出した経費
- (2) 社会教育費調査
地方公共団体が条例により設置し、教育委員会が所管する社会教育施設の経費及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費（体育・文化関係、文化財保護を含む。）
- (3) 教育行政費調査
教育委員会の一般行政事務及び運営のために支出した経費
- (4) 教育に係る収入調査
教育に係る特定財源のうち、補助金・負担金・分担金、地方債及び寄附金以外の収入
- (5) 教育費の基準財政需要額調査
- (6) 知事部局における生涯学習関連費調査
府が条例により設置し、知事部局が所管する生涯学習関連施設の経費

5 調査する経費の範囲

国及び地方公共団体が公費として支出した経費並びに直接収納した寄附金

6 財源の分類

- (1) 国庫補助金
国が地方公共団体に交付した補助金及び負担金
- (2) 府支出金
府が府及び市町村のために支出した経費
- (3) 市町村支出金
市町村の財源から支出した経費
- (4) 地方債
地方公共団体が教育施設等の建設及び災害復旧等のために起債した経費
- (5) 公費組入れ寄附金
地方公共団体が歳入として決算に計上した寄附金等のうち支出した経費
- (6) 公費に組み入れられない寄附金（「社会教育費」のみ調査対象）
団体又は個人から収納した寄附金から支出した経費

7 支出項目の分類

- (1) 消費的支出
原則として年々経常的に支出する経費
ア 人件費
教員及び職員の給与並びに共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当等の経費
イ 教育活動費
児童生徒に対する教授及びその補助のために要した経費
ウ 管理費
学校の管理運営及び施設の効用を維持するために要した経費
エ 補助活動費
正規の学校教育の中には含まれないが、それと密接な関係を有している学校の事業に要した経費
オ 所定支払金
定期的に支払義務を生ずる経費
- (2) 資本的支出
土地・建物及び設備・備品の取得、取替え及び補充に要した経費
- (3) 債務償還費
地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費

※（注）

- 1 年度は全て会計年度
- 2 「1人当たりの金額」については、小数点第1位を四捨五入
- 3 「構成比」については、小数点第2位を四捨五入
- 4 符号の用法について
計数がない場合「 - 」
計数が0.05未満の場合「 0.0 」